

国立大学法人筑波技術大学が締結する随意契約の公表に関する基準

平成18年4月3日
制 定

(趣旨)

- 1 この基準は、国立大学法人筑波技術大会計規則（平成17年規則第10号。以下「会計規則」という。）第29条第2項の規定に基づき、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）が締結した随意契約の公表に関し基準及び取扱いを定めるものとする。

(公表基準)

- 2 公表の基準となる契約は、会計規則第29条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号の規定により締結した随意契約のうち予定価格が当該契約の種類に応じて国立大学法人筑波技術大学契約事務取扱規程（平成17年規程第62号。以下「契約事務取扱規程」という。）第5条第3号ア、イ、ウ及びカに基づく金額を超えて随意契約を締結したものとする。ただし、特定調達に該当するもの及び同第5条第1号アにより締結した随意契約は除くものとする。

(公表事項)

- 3 前項の基準に該当する契約を締結した場合の公表事項は次のとおりとする。
 - (1) 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (2) 契約担当役の氏名、部局の名称及び所在地
 - (3) 随意契約を締結した日
 - (4) 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (5) 随意契約に係る契約金額
 - (6) 随意契約によることとした理由

(公表の時期)

- 4 第2項の基準に該当する契約がある場合の公表時期は次のとおりとする。
 - (1) 契約を締結した日の属する月の翌月末までに公表するものとする。
 - (2) 公表の期間は、公表した日から起算して1年とする。

(公表の方法)

- 5 公表の方法は、別紙様式により本学のホームページに掲載するものとする。

附 記

この要項は、平成18年4月3日から実施し、同年4月1日から適用する。

別紙様式

随 意 契 約 の 公 表

公表の対象とする随意契約

国立大学法人筑波技術大会計規則（平成 17 年規則第 10 号）第 29 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号の規定により締結した随意契約のうち予定価格が当該契約の種類に応じて国立大学法人筑波技術大学契約事務取扱規程（平成 17 年規程第 62 号）第 5 条第 3 号ア、イ、ウ及びカに、基づく金額を超えて随意契約を締結したものについて公表します。

（特定調達契約に該当するもの 及び国立大学法人筑波技術大学の行為を秘密にする必要があるものを除く。）

物品等又は役務の名称 及び数量	契約担当役の氏名、部 局の名称及び所在地	契 約 を 締 結 した 日	契 約 の 相 手 方 の 氏 名 及 び 住 所	契 約 金 額	随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	備 考